

11月18日(日) 投票時間 7時～20時 茅ヶ崎市長・茅ヶ崎市議会議員補欠選挙

茅ヶ崎市長・茅ヶ崎市議会議員補欠選挙が11月18日(日)に行われます。

【選挙管理委員会】

■投票は2種類あります

- 茅ヶ崎市長選挙(任期4年)
- 茅ヶ崎市議会議員補欠選挙(任期は平成31年4月30日まで)
※候補者の氏名を1人だけ投票用紙に書いてください

■茅ヶ崎市で投票できる方

- 年齢要件 満18歳以上(平成12年11月19日以前に生まれた方)
- 住所要件 平成30年8月10日以前から引き続き茅ヶ崎市に住民登録のある方

茅ヶ崎市へ転入届を出した方	平成30年8月10日までに転入届を出した方	茅ヶ崎市で投票できます
市内で転居した方	平成30年10月25日までに転居届を出した方	転居後の住所地の投票所で投票できます
	平成30年10月26日以降に転居届を出した方	転居前の住所地の投票所で投票できます

※ 平成30年8月11日以降に茅ヶ崎市に転入届を出した方は投票できません
※ 市外に転出した方は投票できません

■ご自身の投票所入場整理券をお忘れなく

投票所入場整理券の発送予定は11月7日(水)です
(到着まで1週間程度かかる場合があります)

投票所入場整理券は、世帯の有権者全員のものを、世帯主あてに同一封書で送付します。この投票所入場整理券には、ご自身の投票所と周辺の案内図を記載しています。ご確認の上、ご自身の投票所入場整理券を投票所にお持ちください。投票所入場整理券が届いていない方や紛失した方は、投票所の係員に申し出てください。選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます(身分証の提示を求める場合があります)。

■選挙公報

選挙公報は、11月11日(日)の立候補届出締め切り後に印刷を行い、11月13日(火)～16日(金)(予定)に各戸配布などによりお届けします。
市役所、各出張所、各公民館、各コミュニティセンター、図書館などの公共施設にも置いてあります。また、市HPでも確認できます。

大事な一票。あなたの投票で未来を動かす。(市長賞)
未来を決める、私の一票。あなたの一票。(議長賞)

選挙啓発標語(第26回茅ヶ崎市明るい選挙啓発標語コンクール作品)

■期日前投票をご利用ください

11月12日(月)～17日(土)

□期日前投票の対象者

- 投票日に仕事、旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票所に行けない方
- 投票日に出産予定、病気、負傷、手術などで歩行が困難な方
- 投票日に天災又は悪天候のため、投票所へ行くことが困難な方

など

□期日前投票所

投票所ごとに開始時刻が異なりますのでご注意ください。

○市役所分庁舎5階特別会議室

時間：8時30分～20時

- ※ 土曜日と平日の17時以降は、分庁舎北側の入口をご利用ください
- ※ お車でご来庁のときは、茅ヶ崎第1～第4駐車場に駐車してください
第1(市営茅ヶ崎駐車場)、第2(市役所駐車場)
第3(総合体育館駐車場)、第4(市民文化会館駐車場)

○小和田公民館講義室 ○香川公民館講義室

○ハマミーナまなびプラザ2階会議室

時間：いずれも9時～20時

※ お車でのご来館はご遠慮ください

投票の際は、公職選挙法の規定により、受付で投票用紙の「請求書(兼宣誓書)」を提出していただきます。投票所入場整理券の裏面が期日前投票用の「請求書(兼宣誓書)」となっていますので、あらかじめご記入の上、ご持参ください。

■不在者投票

11月12日(月)～17日(土)

□不在者投票の対象者

- 病院・老人ホームなどの指定施設に入院・入所している方は、その施設内で投票できます。手続きについては、各施設の担当者に申し出てください。
- 選挙期間中に他の市区町村に滞在している方は、あらかじめ請求した投票用紙などを持参し、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できます。なお、手続きは郵便でのやり取りとなりますので、お早めにお申し込みください。
- 身体障害者手帳・戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方は、障害の程度や介護区分により郵便などで投票できます。

